

令和7年度水土里ネット役職員研修会

土地改良法改正について  
資料

令和8年1月21日

東海農政局農村振興部土地改良管理課

農振第2989号  
令和7年4月2日

東海農政局長 殿

農村振興局長

国営土地改良事業における土地改良法第88条第1項第1号に規定する申出の取扱いについて

土地改良法等の一部を改正する法律（令和7年法律第14号）が令和7年4月1日付けで施行され、国営土地改良事業等において、土地改良事業計画のうち土地改良事業の施行に係る地域を変更しようとする場合又は土地改良事業を廃止しようとする場合であつて、当該地域内にある土地が農地転用等により当該土地改良事業により利益を受けないことが明らかになり、その土地についての土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第3条に規定する資格を有する者（以下「事業参加資格者」という。）からの申出がある場合、当該申出をした者について、法第88条第1項の規定に基づく土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止に係る事業参加資格者からの同意徴集の対象外とすること等とされたところである。

については、国営土地改良事業における法第88条第1項第1号に規定する申出手続の円滑な実施に資するため、当該申出に当たり必要な事項を定めたので、今後の取扱いについては下記によられたい。

また、貴局管内事業所長（事務所長を含む。）に対して通知するとともに、貴局管内の各県知事に対して周知されたい。

## 記

### 1 非受益の申出

(1) 国営土地改良事業の工事又は調査を実施する事業所長（事務所長を含む。以下「事業所長等」という。）は、国営土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第3条に規定する資格を有する者（以下「事業参加資格者」という。）から農地転用等によって当該国営土地改良事業により利益を受けないことが明らかになった旨の法第88条第1項第1号に規定する申出（以下「非受益の申出」という。）を受けるに当たっては、「土地改良区の地区除外等の取扱いについて（令和5年2月14日付け4農振第2224号－1農林水産省農村振興局長通知）」における地区除外の申請の取扱いに準じ、次に掲げる事項について確認するものとする。

- ① 当該土地の所在
- ② 当該土地の地目及び用途
- ③ 当該土地の面積
- ④ 農地転用等の面積
- ⑤ 農地転用等の目的
- ⑥ 農地転用等を行った日

(2) 事業所長等は、非受益の申出について、口頭でこれが行われる場合には対応記録を作成し、当該申出の内容を、当該事業参加資格者の確認を得た上で記録するものとする。

### 2 農地転用等の事前相談への対応

事業所長等は、非受益の申出に先立ち、事業参加資格者から農地転用等によって当該国営土地改良事業により利益を受けなくなることが見込まれる旨の相談があつた場合は、当該事業参加資格者に対し、1（1）①から⑤までに掲げる事項のほか、農地転用等の予定日について確認するものとする。

### 3 非受益の申出の助言等

事業所長等は、2の相談があつた場合は、当該相談に係る土地の事業参加資格者に対し、農地転用等によって当該国営土地改良事業により利益を受けないことが明らかになったときは、非受益の申出を行うよう、助言するものとする。

なお、利益の有無については、例えば、農地転用の場合は、転用許可を受けていることのほか、現実の転用の事実によってこれを判定することに留意されたい。

また、当該土地が他の土地改良事業の施行に係る地域内にある場合は、必要に応じて、当該事業参加資格者に対し、当該土地改良事業の実施主体への農地転用等の事前相談及び非受益の申出を行うよう、助言するものとする。

#### 4 農地転用等に伴う国営土地改良事業への影響に関する調査等

事業所長等は、2の相談があった土地について、必要に応じて、農地転用等による国営土地改良事業への影響を調査するとともに、事業参加資格者、市町村及び他の土地改良事業の実施主体と調整を行うものとする。

#### 5 その他

事業所長等は、市町村、土地改良区等を通じて、国営土地改良事業の施行に係る地域内の土地のうち、農地転用等によって当該国営土地改良事業により利益を受けなくなることが見込まれるものが生じた旨の報告があったときは、2の相談があった場合と同様に取り扱うものとし、当該土地に係る事業参加資格者に対して3の助言を行うとともに、必要に応じて4の調査等を行うものとする。

国営土地改良事業における土地改良法第88条第1項第1号に規定する申出の取扱い等に関するQ & A

令和7年4月2日  
土地改良企画課土地改良事業指導班

番号	意見の内容	回答
1	法第88条第1項第1号に規定する土地改良事業により利益を受けないことが明らかになつた旨の申出（以下「非受益の申出」という。）の手続が措置されることにより、今までと何が、どう変わるのが。	令和7年の法改正前は、施行地域を変更する場合は、農地転用等に伴う地区除外も含め、法手続を経た上で、事業計画を変更する必要があったところ、令和7年の法改正後は、非受益の申出があつた土地につき、その面積の合計が省令で定める割合（受益面積の10%）に満たないものについては、施行地域の変更として取り扱わない（事業計画の変更を行わない）こととなります。 また、非受益の申出を行つた者（非受益申出者）については、事業計画の変更又は事業廃止に当たり必要となる同意徴集の範囲から除くこととなります。
2	非受益の申出の手続をフロー図等によりわかりやすく示されたい。	別添フロー図参照。
3	「利益を受けないことが明らか」とはどのような状況を指すのか。	農地転用の場合は、転用許可の有無のみならず、現実の転用がなされており、事業による利益を受け得ない状況となつてゐることを指します。
4	事業参加資格者は利益を受けなくなったことが明らかな場合、必ず非受益の申出を行う必要があるのか。	非受益の申出を事業参加資格者に義務付けるものではありません。
5	国営事業の受益地内の土地において、当該国営事業による利益を受けないことが明らかである土地が確認されたが、このような土地について非受益の申出がない場合においても、当該申出があつたものとみなして良いか。	非受益の申出は事業参加資格者の同意（施行地域から除外されることに対する同意）の代替としての側面を有します。当該申出のない土地について申出があつたものとしてみなすことは、事業参加資格者の意思表示の機会を奪うこととなつてしまつため、認められません。
6	いわゆる公共転用であつても、非受益申出者から申し出でもらうこととなるのか（公共事業の実施主体との協議等において非受益申出者からの申出を代替することはできないのか）。	前述のとおり、非受益の申出は事業参加資格者の同意（施行地域から除外されることに対する同意）の代替となることから、事業参加資格者本人にこれを行つてもらう必要があります。
7	「国営土地改良事業における土地改良法第88条第1項第1号に規定する申出の取扱いについて（令和7年4月2日付け6農振第2989号農村振興局長通知）」（以下「新通知」という。）と「国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について（平成30年10月24日付け30農振第2103号農村振興局整備部長通知）」（以下「部長通知」という。）のデマけは何か。	新通知は、国営事業における農地転用等に伴う非受益の申出の手続を定めたものです。一方、部長通知は、国営かんがい排水事業等における受益面積に係る事業計画の変更要件及び変更手続並びに補助金返還等について定めたものと認識しています。
8	新通知における農地転用等の「等」とは何を指すのか。	水田の畑地化に伴う地区除外を想定しています。
9	国営事業の利益を受けないことが明らかな土地について、非受益の申出がない場合、当該土地に係る事業参加資格者に対し、当該申出を行うよう働きかけても問題ないか。	新通知の記の3において、農地転用等の事前相談があつた場合、非受益の申出を行うよう助言することとしており、非受益の申出がない場合に申出をはたらきかけることは差し支えありません。
10	新通知によらず、例えば部長通知第2の2の規定に基づく土地改良区等からの報告により農地転用の事実を把握した場合において、事業所長等から直接事業参加資格者へ新通知記の3の規定に基づく助言を行うのではなく、部長通知第2の2の報告を行つた者を介して当該助言を行つても問題ないか。	土地改良区等を介して助言を行つても差し支えありませんが、土地改良区等に過度な負担とならないよう留意する必要があります。
11	非受益の申出に係る地区除外の面積の合計が受益面積の5%以上となった場合、計画変更を行う必要はあるのか。	法第88条第1項では「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち第1号に規定する非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地区内にある土地の面積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。」とされているため、非受益の申出に係る地区除外面積の合計が省令で定める割合（受益面積の10%）を超えない場合は、施行地域の変更として取り扱わないこととなります。 なお、農地転用等に伴う地区除外であつても、非受益の申出を受けていない土地については、当該取扱いには含まれないことに留意が必要です。
12	非受益の申出に係る地区除外の面積は全体の受益面積の10%未満であるが、非受益の申出を受けていない地区除外の面積との合計が5%を超える場合の取扱いかん。	非受益の申出を受けていない土地の面積と非受益の申出に係る地区除外の面積の合計が5%を超える場合において、非受益の申出を受けていない土地の面積の合計が5%を超える場合は、「国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和40年12月20日付け40農地C第389号（技）農林水産事務次官依命通知）」（以下「計変要領」という。）第1（1）（ア）の規定に基づき、計画変更審査委員会に上程（かんがい排水事業等にあつては、部長通知記の第3の規定に基づき、事業計画を変更）することとされています。
13	非受益の申出に係る地区除外の面積は全体の受益面積の10%未満であるが、非受益の申出を受けていない地区除外の面積との合計が10%を超える場合の取扱いかん。	非受益の申出を受けていない土地の面積と非受益の申出に係る地区除外の面積の合計が10%を超える場合は、計変要領第1（1）（ア）の規定に基づき、計画変更審査委員会に上程（かんがい排水事業等にあつては、部長通知記の第3の規定に基づき、事業計画を変更）することとされています。
14	非受益の申出に係る地区除外の面積が全体の受益面積の10%を超える場合の取扱いかん。	非受益の申出に係る地区除外の面積の合計が10%を超える場合は、法第88条の規定に基づき、事業計画の変更を行うこととなります。 なお、この場合、計変要領第1（1）（ア）の規定に基づき、計画変更審査委員会に上程することとされています。
15	例えば、事業費の増等、施行地域の変更以外の理由で計画変更を行う場合、当該計画変更に併せて受益面積も精査することとなるが、このような場合、申出があつた土地も含めて変更後の受益面積を精査することとなるのか。	ご認識のとおりです。 例えば、受益面積が4,000haの地区において、非受益の申出を受けていない地区除外の面積の合計が1%（40ha）、非受益の申出に係る地区除外の面積の合計が3%（120ha）あつた場合は、現計画の受益面積4,000haに対し、計画変更後の受益面積は3,840haとなります。 なお、施行地域の変更を理由として計画変更を行う場合も同様の取扱いとなります。
16	事業参加資格者に対し、令和7年の法改正により非受益の申出手続が措置されたことを周知すべきではないか。	改正法施行後、非受益の申出手続も含めた法改正の概要等を農林水産省のHPに掲載する予定であり、また、土地改良区の役職員等を対象とした研修等の場において、説明を行ふこととしています。

（凡例）

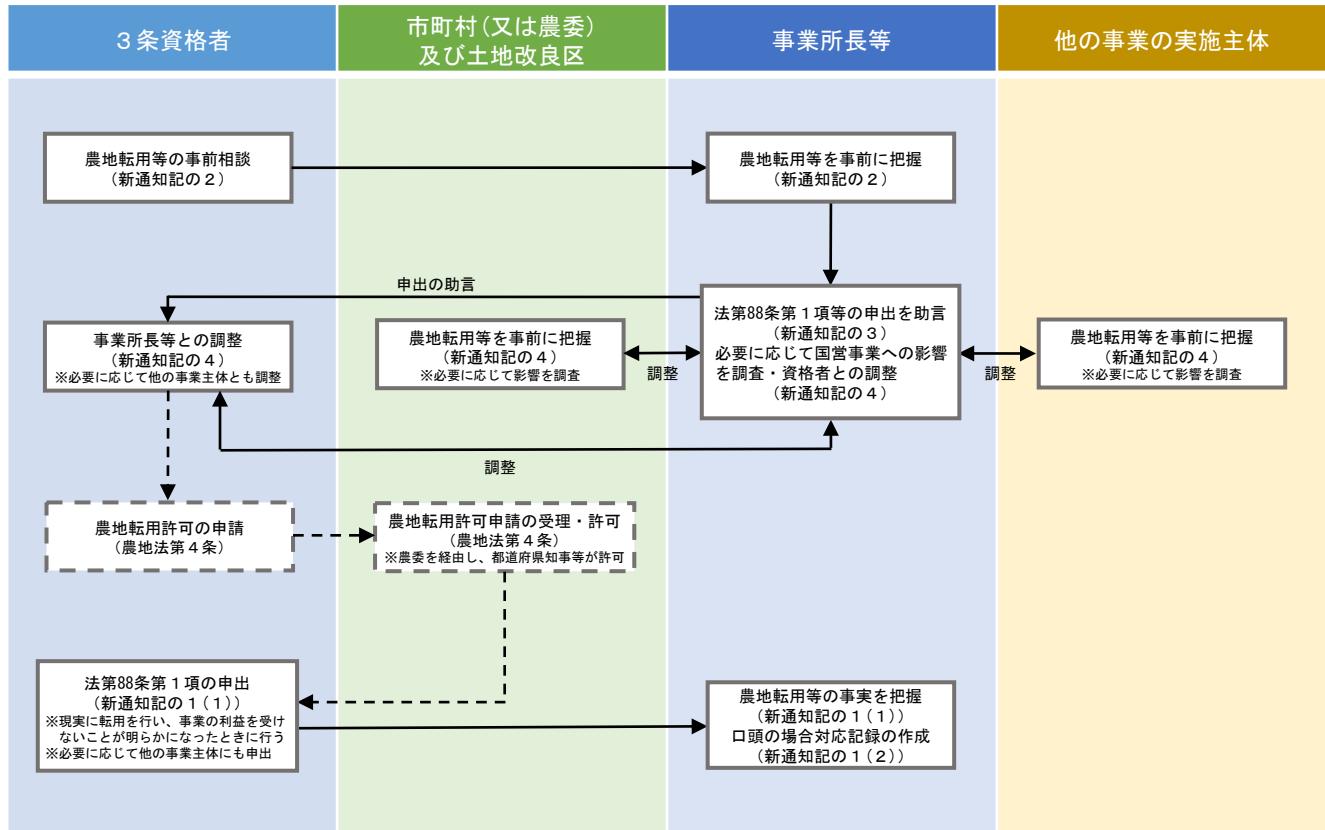
法：土地改良法（昭和24年法律第195号）

省令：土地改良法施行規則（昭和24年省令第75号）

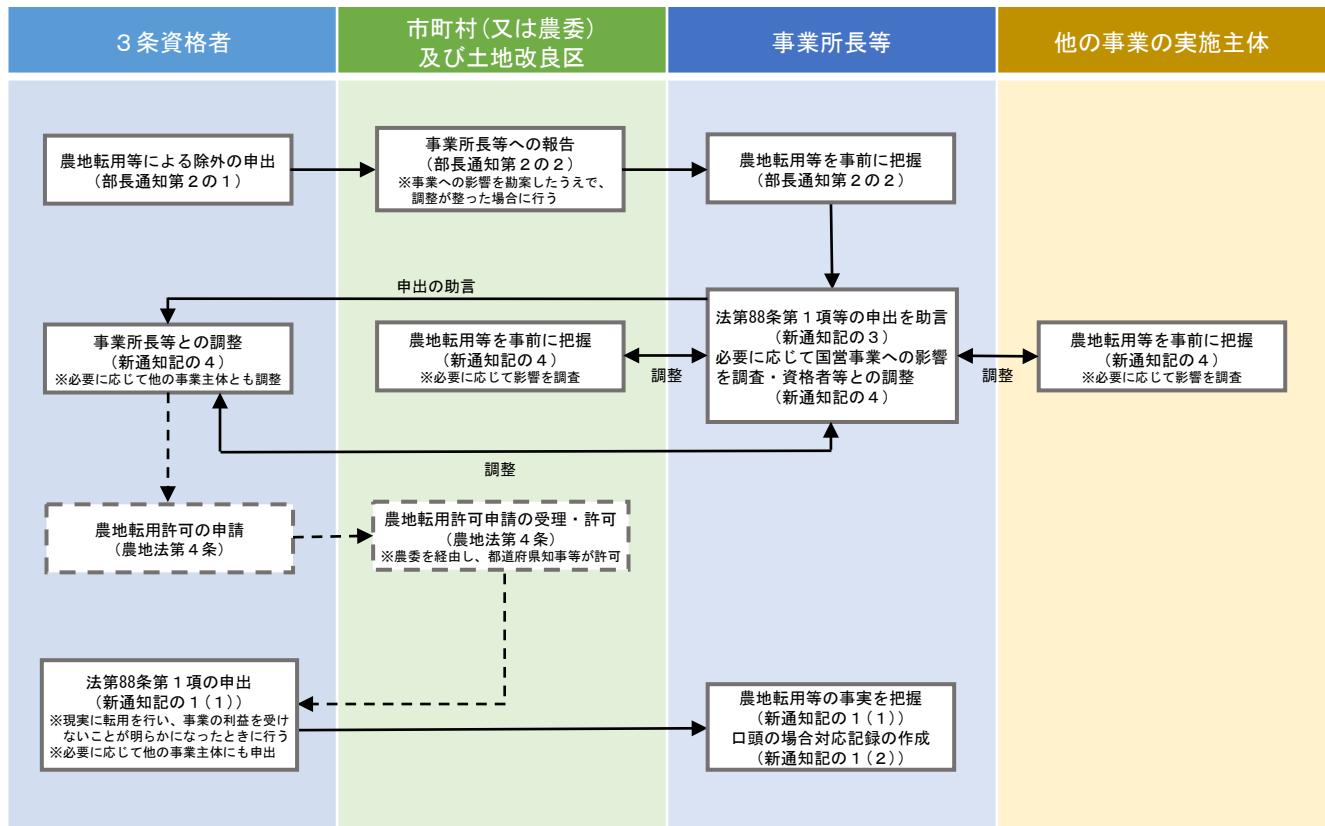
事業参加資格者：法第3条に規定する資格を有する者

# 法第88条第1項の規定に基づく申出手続のイメージ

## 1. 資格者から事業所長等へ報告のある場合（新通知<sup>(注1)</sup>のスキーム）



## 2. 資格者から市町村、土地改良区を介して農地転用の報告がある場合（部長通知<sup>(注2)</sup>＋新通知のスキーム）



(注1) 国営土地改良事業における土地改良法第88条第1項の規定に基づく申出の取扱いについて（令和7年4月2日付け6農振第2989号農林水産省農村振興局長通知）

(注2) 国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について（平成30年10月24日付け30農振第2103号農林水産省農村振興局整備部長通知）

# 01.水土里ビジョンの取組によるあるべき姿（将来像）

- ・地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、関係者が連携して取り組んでいくよう、「水土里ビジョン」の仕組みを創設。
- ・「水土里ビジョン」は、「地域計画」で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、20年から30年後の将来を見通して、
  - ①基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組（地域の農業生産基盤の保全）
  - ②保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組（土地改良区の運営基盤の強化）
- に関する事項について、地域の議論を経て土地改良区が策定。



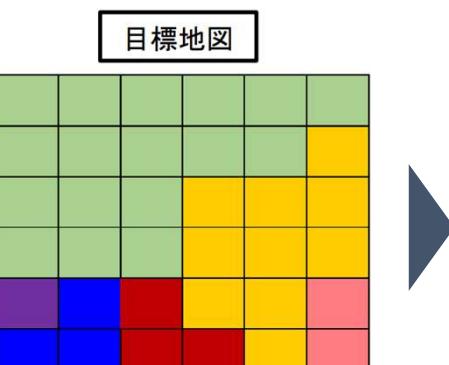
1

# 02.水土里ビジョンと地域計画の関係

## 地域計画

農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための計画

- 地域における農業の将来の在り方（高収益作物の作付計画等を含む）
  - 農業上の利用を行う農用地等の設定
  - 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
  - 上記を踏まえた目標地図（地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図）
- ※地域計画の策定に際して土地改良区が協議の場に参画。



## 水土里ビジョン

地域の土地改良施設等の機能を将来にわたって持続的に発揮させるための計画

- 地域の関係者の適切な役割分担による維持管理の効率化
  - ・施設の維持管理に関する役割・費用分担
  - ・老朽化施設の更新・補修・機能回復
- 人口減少に対応した農業生産基盤の整備及び保全
  - ・I C Tを活用した施設管理の省力化・効率化
  - ・営農形態の変化（畑地化、スマート農業等）に対応した施設再編
- 土地改良区の運営の効率化
  - ・合併、土地改良区連合の設立

地域計画に描かれた姿を前提とした農業生産基盤の整備及び保全を構想  
水土里ビジョンにより持続的な農業生産基盤の整備及び保全を確保

## 水土里ビジョンの目的

地域の農業生産基盤の保全  
・役割分担の明確化  
・連携体制の構築 等

土地改良区の運営基盤の強化  
・人材の確保  
・経営収支健全化  
・再編 等

将来にわたって地域の良好な営農環境を維持・確立

## 03.水土里ビジョンの策定支援

- 土地改良区機能強化支援事業において、水土里ビジョンの策定支援を実施。

### 土地改良区機能強化支援事業 (R7~R11まで)

#### 水土里ビジョンの策定に必要な経費を支援

##### 補助対象経費

- 施設諸元や、耐用年数診断のための調査
- 施設諸元データの電子化等
- 運営に係る掛増し事務補助（臨時職員等）
- 会議室借上げ 等

##### 事業主体：土地改良区

##### 補助率：定額（1ビジョン当たり300万円を上限）

##### ＜支援の活用にあたって＞

事業主体である土地改良区が都道府県土連に委託してビジョン策定に取り組むことも想定。  
上限300万円の範囲内で複数年度に分けて活用することも可能。



#### 経営診断・改善指導への支援

##### ① 経営診断

決算関係書類等により土地改良区の経営状況を分析し、運営効率化対策や、円滑な施設更新のための検討・助言等を行う。

##### （水土里ビジョンを策定する場合の活用例）

水土里ビジョンには、経営診断結果及び経営診断結果に基づく対応方針を記載する。  
※経営診断は、基本的には本支援の活用を想定しているが、土地改良区が本支援ではなく独自に会計の専門家等を活用して自ら経営診断を行うことも可。

##### ② 改善指導

地域の土地改良施設の適切な保全・更新に向けた課題を解消し、土地改良区の経営を改善するために必要な調査・分析及びこれに基づく指導等を行う。

##### ※本支援は、水土里ビジョンを策定しない場合であっても単独での活用が可能です。

##### （水土里ビジョンを策定する場合の活用例）

水土里ビジョンに策定した取組を実施するに当たって必要となる調査・分析及びこれに基づく指導等を行う。

例：営農形態の変化を踏まえた効率的な維持管理方法や施設規模の見直しについて  
ため池湖面を利用した太陽光発電等、新たな収入確保方策について  
施設の保全体制の確立に向けた民間企業等との連携（マッチング）について

##### ＜支援の使い分け＞

（水土里ビジョンを策定する場合の活用例）

##### ○ 水土里ビジョン策定前

地方連合会



##### ① 経営診断

土地改良区

水土里ビジョンに反映

##### ○ 水土里ビジョン策定後

地方連合会



##### ② 改善指導

土地改良区



水土里ビジョンを踏まえた  
具体的な保全の取組の検討・実施

3

## 04.水土里ビジョンの策定手順

- 土地改良区は、都道府県の指導・助言を踏まえながら、水土里ビジョンを策定しようとする区域を設定。
- 地域の関係者により構成される協議会を組織し、協議の結果を踏まえて、水土里ビジョンの策定に取り組む。
- 策定した水土里ビジョンを踏まえて、土地改良区をはじめ関係者が役割・経費を分担しながら地域の農業水利施設の保全を推進。

Step 01 (p12,p13)

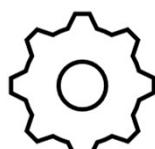
Step 02 (p14~17)

Step 03 (p18~p34)

Step 04 (p35,p36)

Step 05 (p37)

#### 区域設定



土地改良区は、都道府県の指導・助言を踏まえながら、土地改良施設等の保全を図るべき区域を設定

#### 地域協議会の設置



土地改良区は、水土里ビジョンの策定及び実施に関し必要な事項について協議を行うために、地域の関係者<sup>※1</sup>からなる協議会を組織

#### 水土里ビジョンの策定



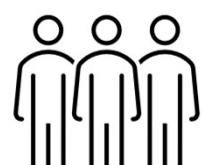
土地改良区は、協議会における市町村等の関係者による議論を踏まえて、水土里ビジョンを策定<sup>※2</sup>

#### 水土里ビジョンの認可申請



都道府県はビジョンの認可の申請があった場合において、その内容が基準に適合する場合は、その認可を行う<sup>※3</sup>

#### 水土里ビジョンに基づく保全の取組



策定した水土里ビジョンに基づき、土地改良区をはじめ関係者が役割・経費を分担<sup>※4</sup>しながら、地域の農業水利施設の保全を推進

※1：施設の管理者（水利組合、自治会、農業協同組合など）、関係市町村、その他の関係者（多面活動組織、施設管理協力者）等を想定

※2：水土里ビジョンの策定は任意であり、地域の実情に応じて必要性を判断

※3：土地改良区は水土里ビジョンの認可の申請と同時に定款変更（附帯事業としての連携管理保全事業の位置付け）の認可の申請を行い、都道府県はそれらの認可を行う

※4：水土里ビジョンは、役割分担等に変更が生じる場合等において、必要に応じて変更することが可能

# 土地改良区における男女共同参画 ～女性理事の登用を進めましょう～



令和7年8月

農林水産省 農村振興局  
整備部 土地改良企画課

# 土地改良区の理事における多様な人材の登用

人口減少下において、組合員の減少や高齢化が課題となる中、  
地域の多様化するニーズに対応し、

土地改良区の運営を適切に継続していくことができるよう、

土地改良法において土地改良区の理事の構成について

年齢及び性別に関する配慮規定が設けられました。 (R7.4改正)

## 改正土地改良法（第18条第6項）

土地改良区はその理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

※ 理事の構成を直ちに見直すよう強制するものではなく、地域の実情に応じて、土地改良区において着実に取り組んでもらうためのバックボーンとしていただくもの。

## 各種計画における女性理事登用に関する目標

### ■第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）

令和7年度までに

- ・女性理事が登用されていない土地改良区（連合含む）の数を0
- ・土地改良区（連合含む）の理事に占める女性の割合を10%とする。

### ■土地改良長期計画（令和3年3月閣議決定）

令和7年度までに

土地改良区（連合含む）の理事に占める女性の割合を10%以上とする。

### ■食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）

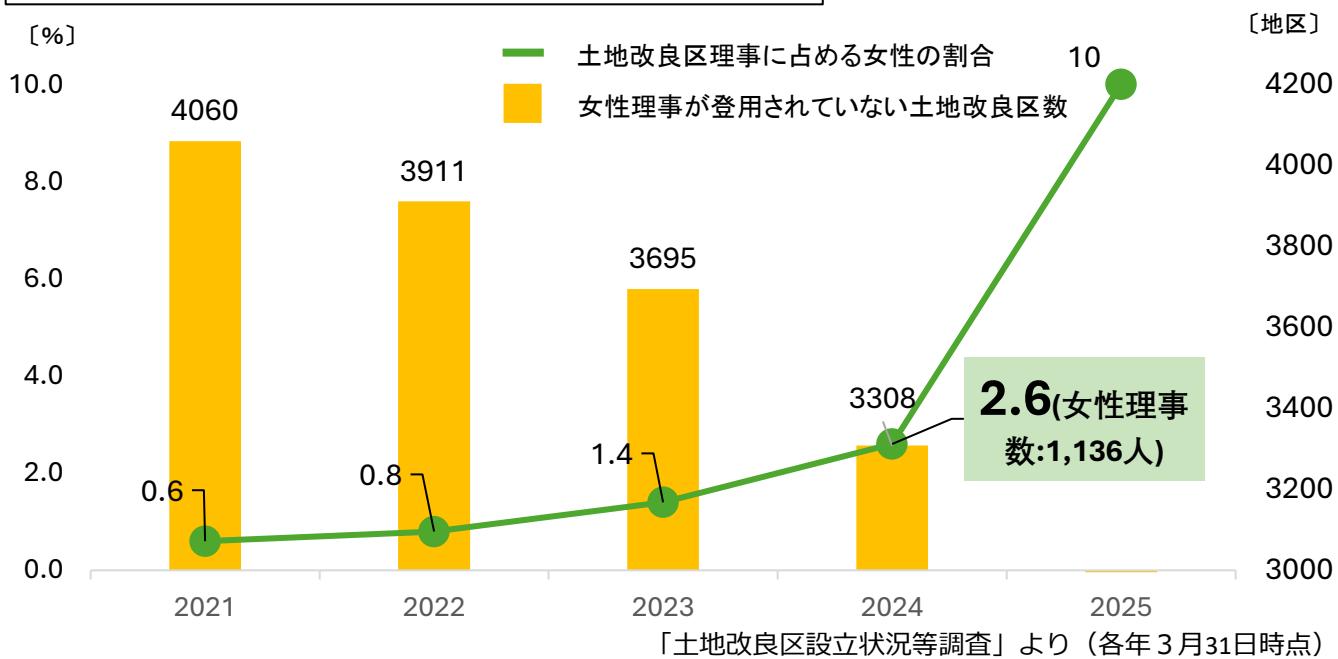
令和12年度までに

土地改良区（連合含む）の理事に占める女性の割合を10%とする。

# 土地改良区における女性理事登用が進んでいます！

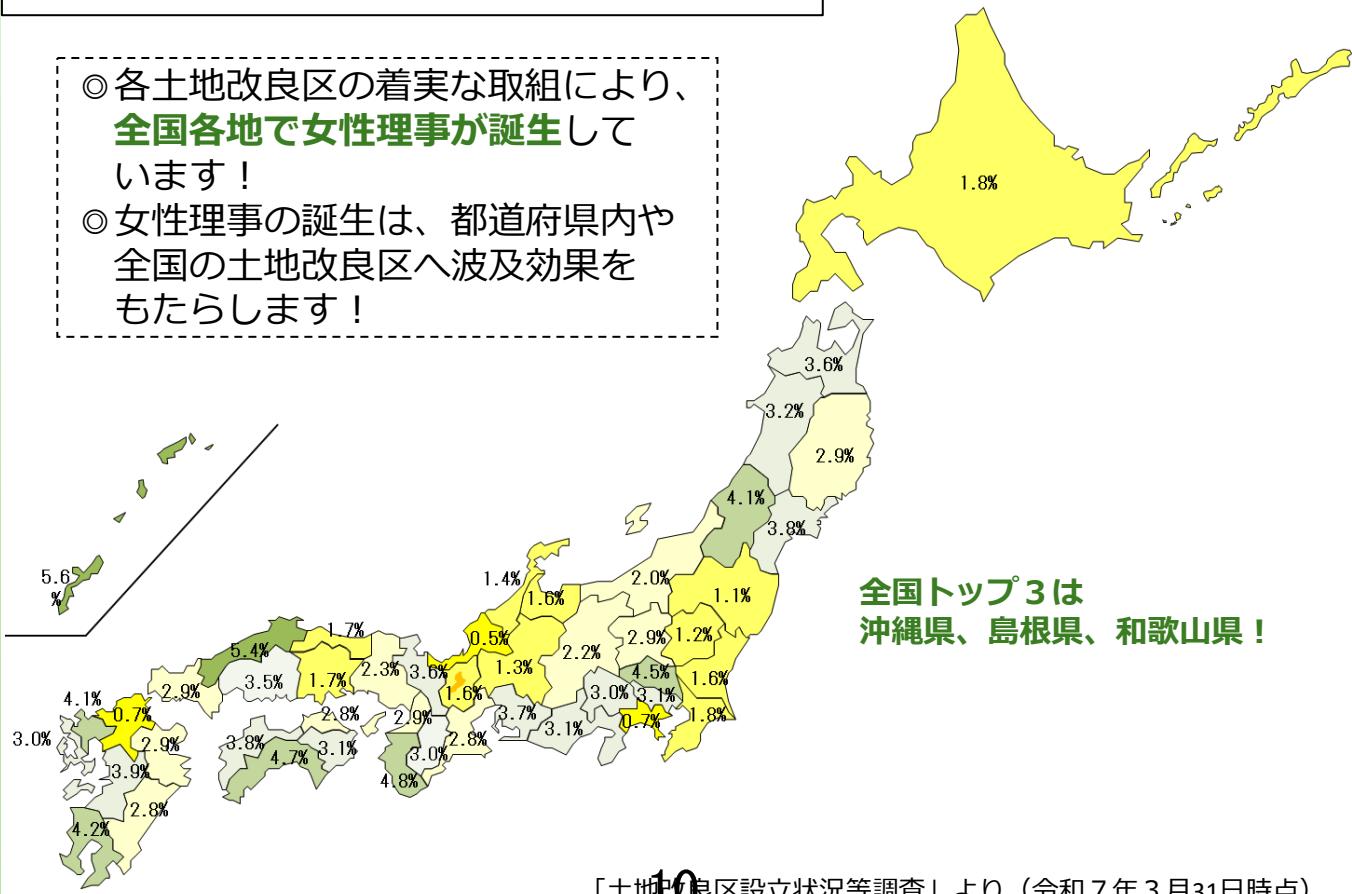
2021（令和3）年から2024（令和6）年までに  
複数の土地改良区において女性理事が誕生しました。

## 土地改良区における女性理事登用の推移



## 理事に占める女性の割合（都道府県別）

- ◎各土地改良区の着実な取組により、**全国各地で女性理事が誕生**しています！
- ◎女性理事の誕生は、都道府県内や全国の土地改良区へ波及効果をもたらします！



# 女性理事登用が進むことで

女性理事登用により、土地改良区や地域農業にとってこれまでにない良い変化をもたらすことが期待されます。

## 女性理事登用により期待される効果

- 男性主体の社会では気付かなかった新しい取組の展開。
- 地域の土地改良区への関心が高まり、新規事業への合意形成等がスムーズに運ぶ。
- これまでになかった視点が加わることで業務改善につながる。
- 新たな発想が活かされ地域の発展につながる。

## 女性理事登用に取り組んだ土地改良区の声



- 女性理事が入ったことで、理事会の雰囲気がよくなり、意見が活発に出るようになりました。
- 理事の仕事で分からぬ部分は、理事同士でカバーしていくべき。男性だから女性だからということはない。
- 土地改良区には女性の考え方や発想力が必要。
- 土地改良区の将来のためには多様な意見が必要。



- 女性だからという理由でできないことはない。
- 「女性だからできない」ではなく、「女性だからできる」ことがあります。
- 2人目3人目の女性理事を登用してほしい。
- 学んだことを地域の女性にシェアして、多くの方と連携しながらパズルのピースを合わせていけば、地域の農業も良くなると思っています。

## 土地改良区の女性理事登用に向けた諸課題

- 理事候補となる女性の組合員が見当たらない
- 女性の組合員がいても、多くが土地持ち非農家であり、土地改良区の活動に関心がない
- 男女共同参画の必要性について、役員のほか、組合員にも理解が深まっていない
- 役員としてのリーダーシップは、男性がとるものだと考えられている。
- 役員は、地区のまとめ役として、地区推薦が昔からの慣例となっている
- 理事の仕事は草刈りや機場操作など、現場作業が多いため、男性の仕事として考えられている

課題の解決に向け、個人の意識改革のほか、今まで慣例とされてきたことを見直し、職場環境の改善を図るなど、土地改良区における取組を少しずつ進めていきましょう。

# 女性理事登用へのステップ

土地改良区や周辺地域の特徴などを踏まえながら、土地改良区内で話し合うことが重要な第一のステップです。

## STEP 1 話合いを行い登用までの道のりを考えよう

まずは、土地改良区の状況を踏まえ土地改良区内で話し合いましょう。組合員内or員外どちらで登用するか、どのような人を理事にするか等の検討を行い、女性理事登用までの道のりを決めましょう。



## STEP 2 候補者の選定や定款の改正

候補者を選定し、説明を行いましょう。組合員外から理事を選出する場合には定款の変更が必要となります。



## STEP 3 女性理事就任へ

選挙や選任により、女性理事登用の達成です。登用後もフォローアップが必要です。



## 員外理事候補となる人は？

- 会計や広報など、土地改良区運営に役立つスキルをもった方
- 学識者、会計士、6次産業など専門分野に詳しい方
- 農業委員やJA役員、自治会役員など
- 指導農業士など農業に精通した方
- 組合員の家族（妻・娘）や親族
- 都県や市町村の審議会委員

## 女性理事の職務事例

### 広報

土地改良区が担う役割や魅力をPR



### 会計

経理の経験等を活かして、会計業務担当理事に



### 地域連携

地元の学校や、企業とのネットワーク構築に



### 地域農業活性化

農業学識を活かし、地域農業の6次産業化へ寄与



## 女性が参画しやすい環境の整備

- 土地改良区に関する知識面のフォローアップ体制
- 複数名での女性理事登用
- 力仕事における協力体制や施設管理の省力化（電動化、遠隔化）
- 分かりやすい業務手順書の作成
- 理事以外の仕事や家事とも両立しやすい業務とする見直し（理事会に出られない場合は、書面で事前に意見を提出できるようにするなど）



女性が参画しやすい環境をつくることで  
老若男女すべて人が参画しやすい環境へつながります！

# 水土里ビジョンを通じた女性理事登用の取組

土地改良区が地域の関係者と連携して、連携管理保全計画（水土里ビジョン）を策定する上で、地域の関係者と土地改良区の女性理事の登用について話し合うことも有効です。

## （参考）水土里ビジョンの構成

※土地改良法において、地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等の地域の関係者が連携して取り組んでいけるよう、土地改良区が水土里ビジョンを策定することができる仕組みが創設された。（R7.4改正）

### I 概要

- 水土里ビジョンは、「地域計画」で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、20年から30年後の将来を見通し、次に関する事項について、地域の議論を経て土地改良区が策定する。
  - ①基幹から末端にわたる施設を保全するための取組（地域の農業生産基盤の保全）
  - ②①の取組を確実に実施する体制を構築するための取組（土地改良区の運営基盤の強化）

### II 地域の農業生産基盤の保全

#### 必須

- 基幹及び末端の農業水利施設等について、施設毎（施設群毎）の管理主体や管理に要する経費の関係者による負担の方針、将来の更新・整備補修の計画を記載。

#### 任意

- ✓ 地域の状況に応じて、効果的・効率的な管理に向けた取組（省エネルギー化等）、営農環境の向上（スマート農業の実現に必要な基盤整備、情報通信施設の整備等）、土地改良区間の連携、地域全体の施設管理適正化（農外利用との調整等）等について記載。

### III 土地改良区の運営基盤の強化

#### 必須

- 職員、役員（特に女性理事）の人数の現状及び今後の多様な人材確保に向けた取組方針や、計画的な更新等を進めるための費用について、調達の手法（積立か借入か、積立の場合はその水準と原資等）を記載。

#### 任意

- ✓ 地域の状況に応じて、収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減の取組（再生可能エネルギー利活用、他目的使用等）、支出削減の取組（施設のダウンサイ징等）等について記載。
- ✓ 再編整備（合併、組織変更、地区編入）を行う場合は、その方針、時期等を記載。

# 女性理事登用において気付いてもらいたいこと

女性理事登用に高いハードルを感じる必要はありません。多様な方々のさまざまな意見を取り入れることによって、自然と、組織の維持や活性化につながっていきます。



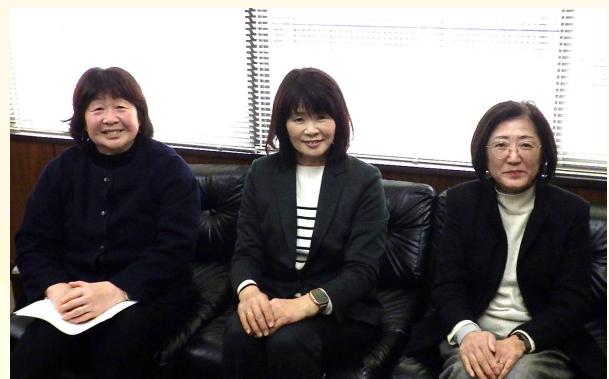
役職員のみなさん

## ○高瀬川右岸土地改良区（長野県）

新たな視点から見える意見はあると思いますが、  
**女性だからということではなく、土地改良区の一理事として活躍されることを期待しています。**

## ○加古川西部土地改良区（兵庫県）

複数の女性理事を迎えることで、  
**多様な人材参画への道が開け、将来的な組織体制の維持・強化に欠かせないものになると感じています。**



3名の女性理事



理事長と女性理事

## ○伊方町土地改良区（愛媛県）

土地改良区は、地域にずっと残しておくべき組織だと思います。

**女性に限らず、若い人が入って、先輩方からいろいろな話を聞き、また後輩へという循環ができると、もっと良い組織になる**と思います。

# 参考資料

農林水産省及び全国土地改良事業団体連合会のHPにおいて男女共同参画推進に関する資料を掲載していますので、ご活用ください。

農林水産省：[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/dantaisidou\\_riyouchousei.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/dantaisidou_riyouchousei.html)

## ○誰もが活躍する農業・農村を目指して～土地改良団体における男女共同参画の手引き～

土地改良区役員向けの手引き

土地改良区が女性理事を登用するために役立つ3つの要素で構成

- I. よくある質問と答え
- II. 参考になる情報
- III. 行動計画作成ツール



## ○女性理事登用と定款の規定

女性理事登用のケースごとの定款の記載例を整理

- ① 女性候補者を員内理事として登用する場合
- ② 女性候補者を員外理事として登用する場合
- ③ 女性候補者を基本的に員外理事として登用する場合  
(将来的に組合員から女性理事が選出される場合を想定)



## ○女性理事登用に向けたリーフレット

女性理事登用に関する土地改良区向けのリーフレット

女性理事登用のよくある3つの質問と土地改良区における女性理事登用に関する議論の進捗状況に応じた取組を整理



## ○土地改良区における男女共同参画事例

土地改良区における女性理事登用事例を各地方農政局等毎に整理



全国土地改良事業団体連合会：<https://www.inakajin.or.jp/gender-equality>

## ○土地改良団体における男女共同参画について

土地改良団体における男女共同参画を進めるための基本事項（男女共同参画推進の背景、男女共同参画の意義や効果、男女共同参画を阻む課題等）を整理



## ○土地改良区における男女共同参画事例

土地改良区における女性理事登用事例

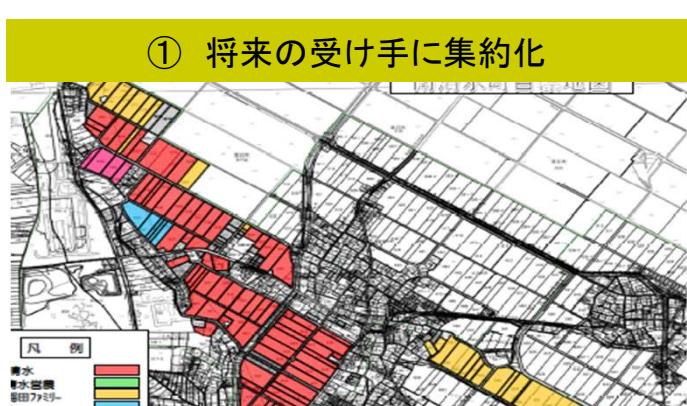
「女性理事登用までの流れ」、「女性理事が担っている業務」、「女性理事登用による効果」など、登用を検討している土地改良区の疑問の解消につながる情報を整理



# 地域計画関係資料

## 目標地図の傾向と類型ごとの今後必要な対応

東海地域の地域計画（目標地図）を傾向に応じて5つの類型に分類すると、①将来の受け手に集約化することを明確化している地域は約2割、②現況地図にほぼ近い地域が約5割、③将来の受け手が不足している地域が約3割。



地域で集約化に向けた意味のある話し合いができた地域

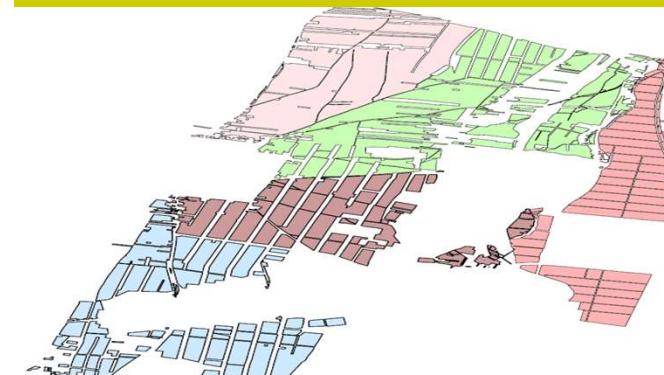
- 地域計画の実現に向けた取組  
〔農地バンクを通じた農地の権利設定〕

- 地域の実情に応じて、必要な見直し  
〔地域計画の広域化等〕



現在の農地利用の状況を把握するに留まり、10年後の姿まで協議できなかった地域

- ④ 将来の受け手の特定を保留



地域の農地の集約化の方向性はまとまったが、誰が利用するかまでは合意に至らなかった地域



将来（10年後）の受け手が不在である農地の明確化はしたが、その受け手を位置付けられなかった地域

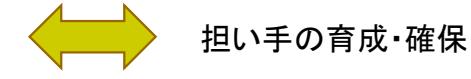
- ⑤ その他



地域の協議がほとんどできず一部の利用者のみで計画を策定した地域、年齢構成や意向のみで策定した地域等

- 地域計画のブラッシュアップ（目標の再設定）  
〔受け手への農地の集約、受け手不在農地の解消〕

- 地域計画の実現に向けた取組〔農地バンクを通じた農地の権利設定〕



担い手の育成・確保

1

### 東海地域における目標地図の分類

令和7年4月末時点

	計	①	②	③	④	⑤
全国	18,894 100%	2,053 11%	8,536 45%	7,690 41%	198 1%	417 2%
東海地域	1,033 100%	184 18%	526 51%	263 25%	5 0.5%	55 5%

### 地域計画のブラッシュアップの具体的な取組

#### ● 推進体制の整備

例：市町村が中心となって、関係機関・団体と一体となった推進体制を整備

#### ● 地域農業の将来の在り方の再確認

例：幅広い関係者と農地利用の在り方を含めた地域農業の将来像を再度共有

#### ● 出し手・受け手の意向把握

例：農業委員会による受け手不在農地の出し手（本人・家族）の意向把握  
所有者・共有者不明農地の活用検討

#### ● 繼続的な協議の実施

例：市町村による協議の開催（必要に応じて複数回）  
市町村や農業委員会による話し合いに未参加の関係者や地域外の担い手への参加の呼びかけ

基本となる取組

#### ● 新規就農者誘致に向けた取組

例：市町村や農業委員会による新規就農者誘致エリアの設定  
農地バンクやJAによるトレーニングファームの設置

#### ● 担い手の受入に向けた取組

例：担い手の誘致エリアの設定

#### ● 産地づくりに向けた取組

例：市町村やJA、都道府県による作物や栽培手法（有機農業等）に応じたエリアの設定  
農地バンクや土地改良区による基盤整備事業への取組、農地交換に係る話し合いの実施

地域の実情に応じた取組

これらの取組を通じて  
担い手への農地の集約、  
受け手不在農地の解消等



目標地図に反映  
(地域計画の16ラッシュアップ)



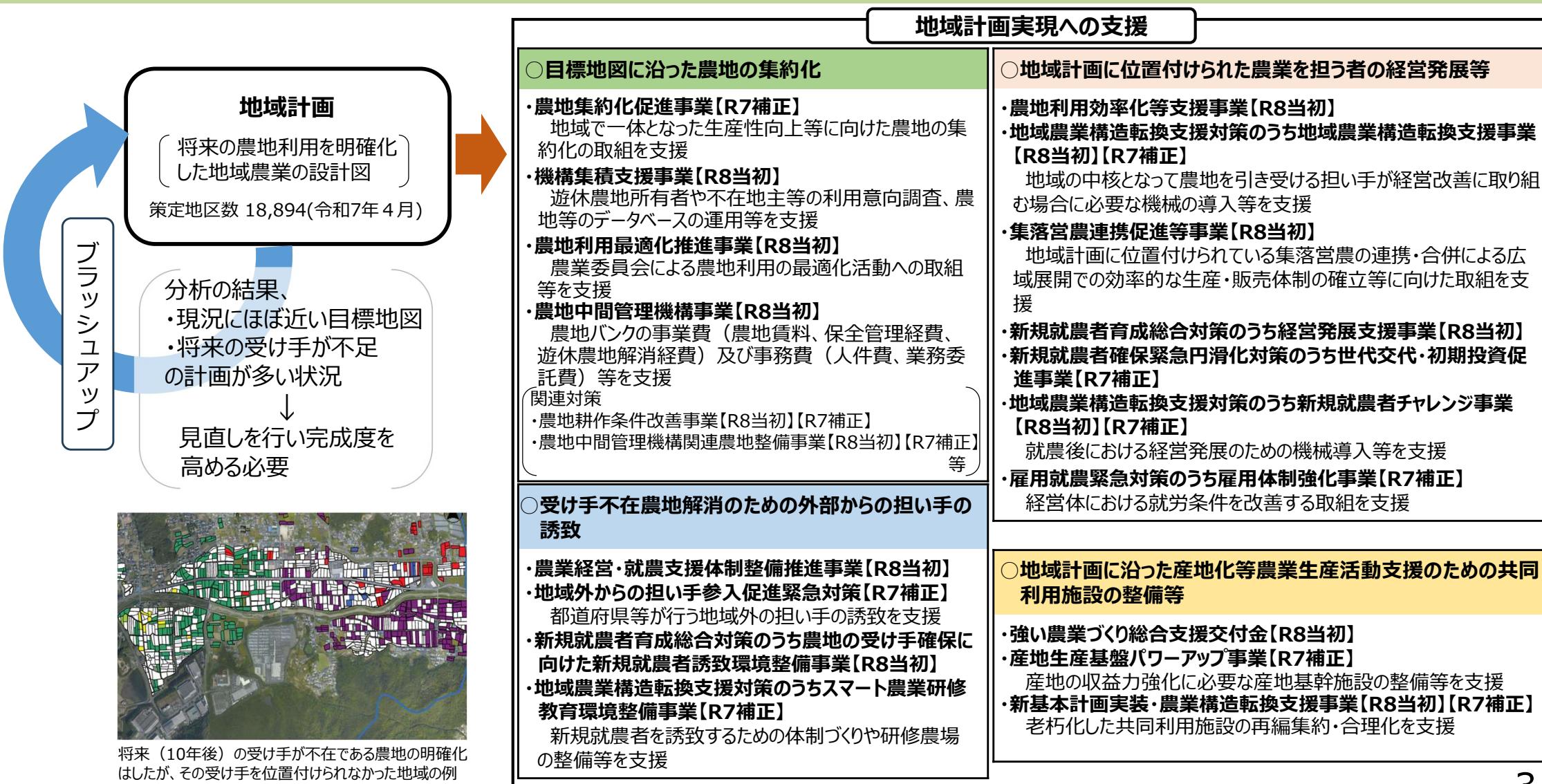
目標地図に即し、  
農地バンクを通じて  
権利設定・集約化

2

## ＜対策のポイント＞

全国約1万9千地区で策定されている地域計画について、農地の適正利用の確保までは話し合いを進めることができなかった地域が見受けられることから、見直しを進めて完成度を高めつつ、その実現に向けて取組を後押しします。

## ＜事業の全体像＞



3

## 農地の集約化等の取組の加速化のうえ

## 農地中間管理機構の機能強化と担い手への農地の集約化の推進

令和8年度予算概算決定額 4,644百万円（前年度 4,276百万円）  
〔令和7年度補正予算額 8,000百万円〕

### ＜対策のポイント＞

地域計画の早期実現に向けた、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借等を進めることで、農地バンクを活用した農地の集約化等の取組を支援とともに、農業者の大幅な減少や受け手不在農地の発生など地域計画の策定により顕在化した課題に対応するため、農地バンクによる大規模経営体への集約化や新たな担い手を誘致するための取組を支援します。

### 〈政策目標〉

## ＜政策目標＞ 担い手への農地集積率向上（7割「令和12年度まで」）

## ＜事業の内容＞

## ＜事業イメージ＞

## 1. 農地中間管理機構事業

4,644百万円(前年度 4,276百万円)

農地バンクがリタイアする農業者の農地を借り入れ、受け手が確保されるまでの間の保全管理及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員の配置等による事業推進など農地バンク事業の実施に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

## 2. 農地集約化促進事業

【令和7年度補正予算額】8,000百万円

地域計画の早期実現に向け、農地バンクを通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化等の取組を支援します。更に地域計画において受け手が位置付けられていない農地を活用して新たな担い手を誘致する団地の創出に取り組む地域を支援します。

### ＜事業の流れ＞

